

高等職業訓練促進給付金について

資格取得を目指す ひとり親家庭のパパ・ママを応援します！

1. 高等職業訓練促進給付金とは

母子家庭の母、父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するために、1年以上養成機関等で修業する期間(最大48月)について、ひとり親家庭の生活の負担の軽減を図るため、月額10万円(課税世帯は7万500円(最終学年は、支給月額を4万円加算))を支給します。

2. 支給対象者

○児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。

○養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。(※令和3年4月1日から令和5年3月31日までに就業する場合は、6ヶ月以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれること)

○仕事又は育児と修業の両立が困難であること

※以下に該当する方、該当見込みの方は対象外となります。

- ・過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことがある方。
- ・職業訓練を受講し、求職者支援制度の職業訓練受講給付金を受けている方
- ・職業訓練を受講し、訓練延長給付を受けている方。
- ・専門実践教育訓練で教育訓練支援給付金を受けている方。

3. 主な対象資格

看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等の国家資格やデジタル分野等の民間資格 ※その他の資格については下記お問い合わせ先へご相談下さい。

4. 応募期間

令和4年4月1日(金)～令和4年4月28日(木)

5. 応募について

○必ず、事前に下記のお問い合わせ先へご相談下さい。

○募集期間以外も入学前の事前相談等随時受け付けております。

○予算に限りがあるため、応募者多数の場合は抽選になる場合があります。

6. お問い合わせ先

【制度に関するお問い合わせ】 沖縄県青少年・子ども家庭課 098-866-2174

【申請及び事前相談】 沖縄県中部福祉事務所 電話：098-989-6603